# **力**熊本県公報

第 1 1 7 1 9 号 平成 20 年 7 月 14 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

## 目 次

î	古	刁	₹																								
〇指分																											1
〇指分	定居	宅も	<del>}</del> —	ビ	スリ	事 業	所	0	指定	(	訪	問介	護	)								(高歯	令者	支担	爰総:	室)	1
〇指第	定介	護う	防	サ	— t	ごス	事	業	所の	)指	定	(介	護	予	防言	方問	介	護)	)			(		"		)	1
〇指第	定居	宅も	<del>}</del> —	ビ	スリ	事業	所	の	指定	(	訪	問介	護	)								(		"		)	2
〇指5																								"		)	2
〇 保 🕏																										課)	2
〇保:																										)	2
〇指定																									爰総:	室)	3
〇指5	定介	護う	防	サ	— }	ごス	事	業	所の	指	定	(介	き護	予	防证	重所	介	護)	)			(		"		)	3
-	公	_	•																								
○障領	害者	就第	隻•	生	活 3	支援	セ	ン	ター	<b>の</b>	事	務所	fの	所;	在坩	也の	変	更.				· ( 労	<b>子働</b>	雇月	月総:	室)	3
〇土: 〇国:	地改	良事	業	$\mathcal{O}$	工章	事完	了												(	農村	付計	一画・	·技	術領	管理!	課)	3
						証…																	(農	村園	整備	課)	3
	登																										
○熊⊅	本県	警务	マ統	合	OA	ヽシ	ス	テ	ム用	サ	—	バ及	いび	関 :	連榜	幾器	(D	賃?	貸借	皆に	係.	る一					
, ,			_																			₹本音					4
○熊	本県	阿蕉	床地	域	保值	建医	療	推	進協	影議	会	救急	医	療.	専門	<b>月部</b>	会	の	開作	Ĕ		· · (	医療	政员	策総:	室)	7

#### 告 示

## 熊本県告示第661号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業 の種類	変更があった 事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人村上会	事業所の所在	上天草市松島	上天草市姫戸	平成20年6月
ひまわりヘルパーステーション	地	町合津1068	町姫浦 652 番	10 日
居宅介護及び重度訪問介護		番地 1	地 1	

## 熊本県告示第 662 号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## [訪問介護]

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション岱明の里	株式会社黎明	平成 20 年 7 月 3 日
玉名市岱明町高道 1068 番地		

# 熊本県告示第 663 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 14 日

「介護予防訪問介護]

夫 熊本県知事 蒲 島 郁

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション岱明の里	株式会社黎明	平成 20 年 7 月 3 日
玉名市岱明町高道 1068 番地		

熊本県告示第 664 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業 所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「訪問介護]

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護三色すみれ	株式会社せいわ介護	平成 20 年 7 月 5 日
熊本市刈草三丁目3番15号		

熊本県告示第665号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス 事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

[介護予防訪問介護]

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護三色すみれ	株式会社せいわ介護	平成 20 年 7 月 5 日
熊本市刈草三丁目3番15号		

## 熊本県告示第 666 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にす る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字西里字山際 3070 の 3、字耳切  $3096 \ \mathcal{O} \ 1$ ,  $3096 \ \mathcal{O} \ 2$ ,  $3101 \ \mathcal{O} \ 1$ , 3102, 3103, 3106
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業案件
  - (1)立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字山際 3070 の 3・字耳切 3096 の 1・3096 の 2(以上 3 筆について次の図に示す部 分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第667号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にす る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原字東福坂 2115 から 2117 ま 1 現たの目的 土砂の崩壊の防備 指定施業要件
- - (1) 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第 668 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス刈草3丁目	株式会社せいわ介護	平成 20 年 7 月 4 日
熊本市刈草三丁目3番15号		

#### 能本県告示第669号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス刈草3丁目	株式会社せいわ介護	平成 20 年 7 月 4 日
熊本市刈草三丁目3番15号		

## 公 告

## 熊本県公告第503号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第35条の規定により準用される同法第27条第3項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名称 社会福祉法人菊愛会

変更後の事務所の所在地 熊本県菊池市隈府 469 番地 10

変更年月日 平成 20 年 7 月 1 日

## 熊本県公告第504号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	苓北二期(田代工区)	平成 15 年 8 月 13 日	平成 19 年 8 月 21 日	熊本県
	(天草市)			

#### 熊本県公告第505号

八代市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った 者の名称	調査を行った時 期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
八代市	平成 18 年度から	郡築十一番町、郡築十二番町の全部、	地籍図・地	平成 20 年
	平成 19 年度まで	古閑浜町の一部	籍簿	7月4日
八代市	平成 18 年度から	郡築六番町、郡築七番町、郡築八番町、		
	平成 19 年度まで	郡築九番町、郡築十番町の全部		
八代市	平成 17 年度から	泉町仁田尾の一部		
	平成 19 年度まで			

#### 登載依頼

## 熊情管公告第 1543 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 7 月 14 日

熊本県警察本部長 横 内

泉

- 入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量

熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器 一式

- (2) 借入物品の規格、品質等 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器要求仕様書(以下「要求仕様書」 という。) による。
- (3) 借入期間

平成 20 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで

- (4)納入期限
  - 平成 20 年 9 月 30 日 (火)
- (5)借入場所
  - 要求仕様書による。
- 入札金額

入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借 料率で計算すること。

なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切 り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金 額の105分の100に相当する金額により入札すること。

(7) 最低制限価格の設定

本競争入札には、最低制限価格は設けていない。

(8) その他

本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙 入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している 者は、電子入札によるものとする。

本競争入札は、 競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参 加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平 成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。) による審査のうえ、有資格者と して営業種目「リース・レンタル (OA機器類)」に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。 審査申請の受付期間

公告の日から平成 20 年 8 月 8 日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前 8 時 30 分か ら午後5時までに提出すること。

ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場 合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

審査申請書の提出先及び問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課 資格審査班(県庁行政棟本館2階)

862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 郵便番号

電話番号 096 - 333 - 2581

申請の方法

要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵 送により提出すること。

なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書 様式ダウンロード」のページで確認することができる。

資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又 は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けている
- (3)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又 は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けている
- 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停 止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 入札参加のための確認申請

本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)~(5)に示す要件を満たしているか の確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料(以下 「申請書等」という。) を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと 認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 提出方法及び提出場所

電子入札システムによる入札参加の場合

申請書等を電子入札システムにより提出すること。 なお、確認資料の容量が 1 MB を超える場合には、4 の (1) に示す場所に持参 又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子 入札システムで提出すること。

書面による入札(以下「紙入札方式」という。)参加の場合 申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

(2) 提出期間

公告の日から平成 20 年 8 月 18 日 (月) 午後 5 時 30 分まで (閉庁日を除く。) に提 出すること。

(3)確認結果の通知

確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。

- 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係

(熊本県警察本部庁舎4階)

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-381-2048 ファックス番号 096-381-2048

(2) 入札仕様書等

閲覧(交付)の期間

公告の日から平成20年8月27日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分 から午後5時30分までとする。

閲覧(交付)の場所

電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告等情 報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。

(3)入札の日時及び場所

電子入札システムによる入札

3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成20年8月27日(水) 午後5時までに入札すること。

紙入札方式による入札

(ア) 日時 平成 20 年 8 月 28 日 (木) 午前 10 時

(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県警察本部警務部情報管理課 OA 研修室

(熊本県警察本部庁舎9階)

(4) 開札の日時及び場所

4の(3)のイに同じ。

(5) 再度の入札

開札後、落札者がない場合は再入札を行う。

再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知 を受けた日時から、平成20年8月28日(木)午前11時までに電子入札システムによ り入札すること。

- 入札方法等
- (1) 入札方法

電子入札のシステムによる入札の場合

4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。 ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付 締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に

示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式に よるものとする。

紙入札方式により持参する場合

別に定める別紙様式3の「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場 所に持参し、提出すること。

ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式4の「委任状」を入 札書と同時に提出すること。

なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成20年8月27日(水) までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。(ア)封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託 業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。 (イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開

札日時」を朱書きし、同封すること。

(2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。

ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその 代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又は その代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれ を行う。

(3)入札の回数

入札回数は2回までとする。開札後、落札者がない場合は、再入札を行う。 なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式によ り入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみな す。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込 みをした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システ ムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(5) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

- 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
- 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
- 工
- オ
- 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又 は2人以上の代理をした者の入札
- 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
- 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
- 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者の IC カードを使用して提出された入札
- 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行 者が認めた場合の入札
- 明らかに連合によると認められる入札
- その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正 に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、 入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7)入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他

要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号) 及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基 準の規定を準用する。

- 契約の締結
- (1)契約書作成の要否

- (2) 契約の締結期限
  - 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- 落札者からの契約締結の申出期限 落札者決定の日から7日以内とする。
- 入札保証金及び契約保証金
- (1)入札保証金 免除する。
- 契約保証金 (2)

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当たり の賃借料)に借入期間月数(60月)を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納 付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保 証金の納付が免除される。

契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。

契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する 事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を 履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

- その他
- (1) 入札、 契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。(2)本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受け る。
- Summary
- (1) Name and quantity of commodity:

A set of servers for Kumamoto Prefectural Police (one set).

(2) Deadline for supply of items:

September 30th, 2008

(3) Date and place to submit bidding:

August 28th, 2008, 10:00 a.m.

Kumamoto Prefecural Police

9th floor OA training Room

6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture

862 - 8610 Japan

(4) Deadline to submit bidding proposal by mail (Registerd only):

August 27th, 2008, 5:00 p.m.

(5) Language and currency to be use for bidding:

Japanese language and currency only

(6) Name of the department to be contracted with regard to this contract:

Kumamoto Prefectural Police

Police Administration Department

Information Management Division

6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture

862 - 8610 Japan

Tel. 096 - 381 - 2048

## 熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。 平成 20 年 7 月 14 日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会 (阿蘇地域健康危機管理推進会議) 会長

1 開催日時

平成 20 年 7 月 25 日 (金) 午後 2 時から午後 3 時まで

開催場所

阿蘇市内牧 1204

熊本県阿蘇保健所 2 階 会議室

議題

- (1) 救急病院の申し出に係る適否について
- (2) その他
- 傍聴者の定員 4

10 人

- 傍聴手続 5
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、 事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先

阿蘇市内牧 1204

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局

(熊本県阿蘇保健所総務企画課)

(電話 0967-32-0535)